

第2回大田区交通政策基本計画推進協議会の開催結果について

大田区交通政策基本計画中間見直し

1. 背景・概要、経過

大田区の交通に関する総合的な計画として、平成30年3月に策定された「大田区交通政策基本計画」について、令和4年度から2か年かけて5年に1度の中間見直しを行う。

中間見直しに際しては、大田区基本計画、区の個別計画などの改定を取り入れるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大や交通に関わる技術的な進展等を含む、現計画策定後の社会・経済の動きを取り入れて行う。

中間見直しのスケジュールとしては、1年目に、大田区交通政策基本計画の点検・評価、区民アンケート、社会的背景の変化の把握等を行った後、計画骨子の作成までを行う。2年目は、計画骨子をもとに、パブリックコメント等で区民等の意見を聴取・反映させた計画を作成する。

令和5年2月8日に第2回大田区交通政策基本計画推進協議会を開催した。

2. 有識者会及び推進協議会（大田区交通政策基本計画中間見直し）名簿

会議体	区分	所属・職名	氏名
有識者会	学識経験者	東京工業大学副学長 環境・社会理工学院 教授	屋井 鉄雄（座長）
		東京都立大学都市環境学部教授	清水 哲夫（副座長）
		中央大学研究開発機構教授	秋山 哲男
		筑波大学システム情報系教授	谷口 綾子
推進協議会	大田区職員	関連部署部長	
	学識経験者	東京工業大学副学長 環境・社会理工学院 教授	屋井 鉄雄（会長）
		東京都立大学都市環境学部教授	清水 哲夫（副会長）
	区民等	自治会連合会、商工会議所、商店街連合会、観光協会	
	大田区議会	区議会議員	
	交通事業者	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者	
	官公庁	国土交通省、東京都、警視庁	
	その他	遊漁船業者、工業団体、NPO法人等	
大田区職員	主要関連部署部長、関連部署課長		

3. 中間見直しの検討の枠組みと今回の対象箇所

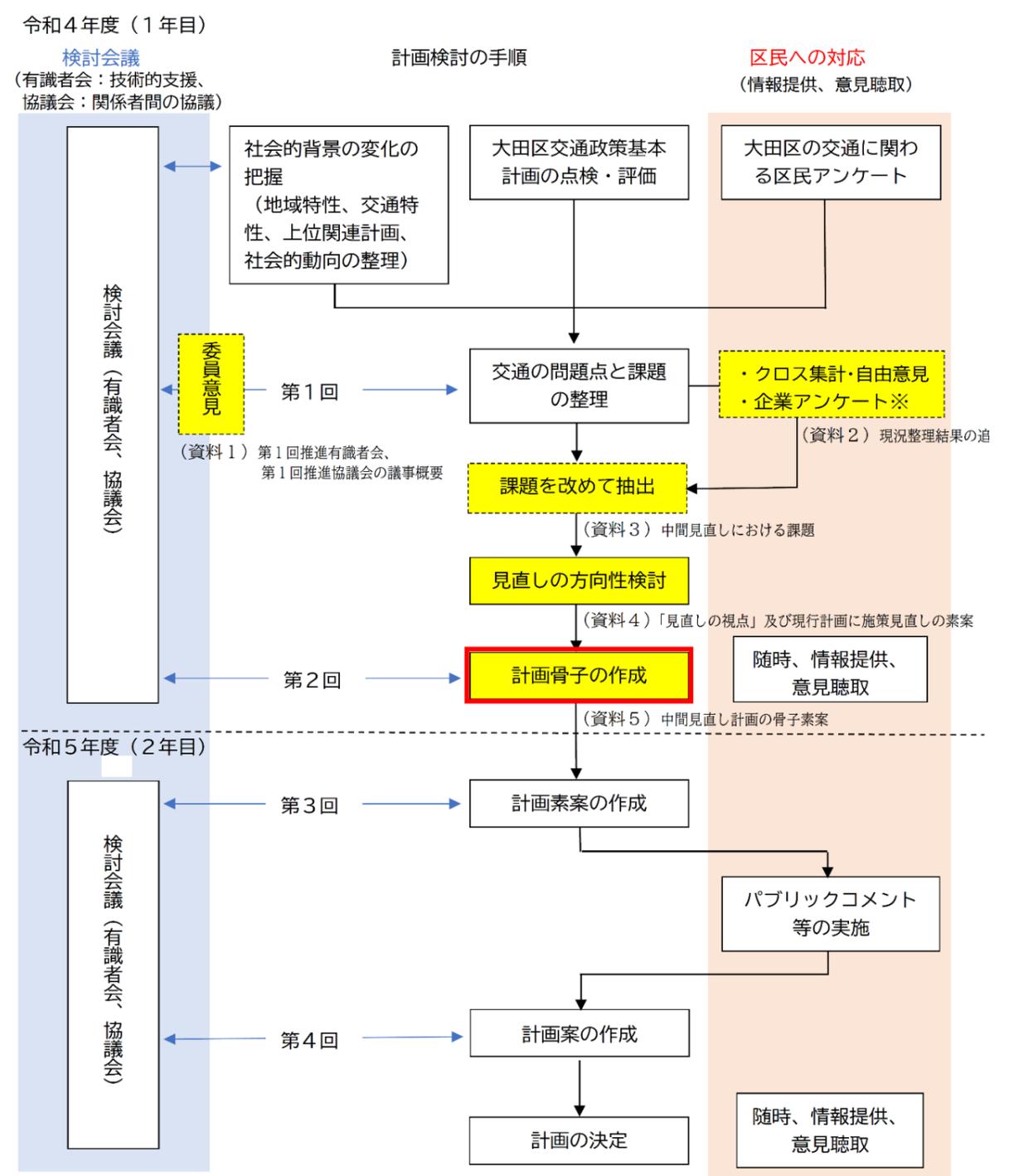


図1 見直し検討の枠組み

※企業アンケートの出典:5 島従業員アンケート調査報告 (大田区都市計画課 公共交通・臨海部担当、令和3年度実施)

4. 大田区交通政策基本計画の点検・評価について

見直しの視点の抽出

現行計画の目標	現行計画策定後の主な変化	現行計画策定後の変化による課題のまとめ（表示順変更）	見直しの視点
<p>【キーワード】暮らし</p> <p>誰もが住み慣れた地域でいきいきと快適に暮らせる、移動しやすい交通環境の創造</p>	+	<p>新型コロナウイルス感染拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用環境の整備推進 ・シェアサイクルの普及促進 ・質の高い歩行空間づくり（歩行者重視の道路空間づくり） ・物流機能の向上 ・空港利用の回復に備えた、空港アクセスの整備の推進／促進 等 	<p>1) 新型コロナウイルス感染拡大後の交通の変化に対応</p>
<p>【キーワード】都市の活力</p> <p>産業や仕事、人々の交流など、都市のにぎわいや活力を支える交通環境の創造</p>	+	<p>交通に関わる新たな技術やサービスが次々に登場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通に関わる新たな技術やサービスなどの活用 ・電動キックボードについて、区内交通における位置付けの明確化、安全な走行環境の確保、交通ルール・マナーの普及啓発 等 	<p>2) 交通に関わる新たな技術やサービスに対応</p>
<p>【キーワード】環境</p> <p>地球や都市、人にやさしく、安全・安心で持続可能な交通環境の創造</p>	+	<p>高齢社会の進展とともに、これに伴う公共交通の乗務員減少の問題が顕在化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動の減少も視野に入れた地域公共交通の維持・確保 ・バリアフリーの観点も含めた、さらにきめ細かな交通環境の充実 ・バリアフリーについて、ソフト面の充実 ・シェアサイクルの普及促進 ・生活道路の整備として、通学路の安全対策 ・歩行空間におけるマナーの啓発等 ・商店街での自転車や車の利用マナーの向上 ・新空港線の整備の際の沿線住民の利便性の確保 等 	<p>3) 高齢社会の進展や公共交通の乗務員減少等を踏まえた、人の移動のための基本的な機能やサービスの維持・確保に対応</p>
	+	<p>南海トラフ地震等により、東京都にも甚大な被害が予測 また、毎年のように豪雨災害による被害が発生 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりへの交通の支援の充実 ・道路の防災性の強化 ・公共交通の防災性の強化 ・水上交通による防災性の強化 ・交通による環境負荷低減の更なる促進 ・交通に関わる環境の保全対策 等 	<p>4) 災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会への転換に向けた動きに対応</p>

<見直しの視点>

1) 新型コロナウイルス感染拡大後の交通の変化に対応

現行計画策定後の最も大きな変化として、新型コロナウイルス感染拡大が挙げられる。新型コロナウイルス感染拡大後の交通の変化として、公共交通の利用への不安、在宅勤務の推奨、その他行動様式の変化により、公共交通の利用者の減少、自転車の利用の増加、ネットショッピングやデリバリーサービスによる配送の増加等の変化がある。

また、歩行者については、過密の回避、居心地の良い環境へのニーズの高まりのため、都市のウォークアブル空間の重要性の高まりがみられる。

今回の中間見直しにより、新型コロナウイルス感染拡大の危機を契機とする、これらの交通の変化について、計画に反映する。

2) 交通に関わる新たな技術やサービスに対応

現行計画策定後、カーシェアリングやシェアサイクルの普及、自動運転の実現化に向けた取り組みの進展、電動キックボードの普及など、交通に関わる新たな技術やサービスが次々に登場している。

10年計画の後半に向けた中間見直しとして、またその先のことについても念頭において、交通に関わる新たな技術やサービスの計画への反映（および、これらの多様な移動手段を組み合わせた総合的な交通手段の確保）について検討する。

3) 高齢社会の進展や公共交通の乗務員減少等を踏まえた、人の移動のための基本的な機能やサービスの維持・確保に対応

現行計画策定後、高齢社会の進展とともに、これに伴う公共交通の乗務員減少の問題が顕在化してきた。また、原油高の影響を受け、公共交通の燃料費高騰の問題も発生している。

さらに、前掲のように、自転車の利用の増加、都市のウォークアブル空間の重要性の高まりがみられる。

以上のことから、高齢の方、障害のある方、乳幼児連れの方をはじめ区内の人の生活や経済活動を支える、人の移動のための基本的な機能やサービスの充実、維持・確保について、計画の修正、充実を図る。

4) 災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会への転換に向けた動きに対応

南海トラフ地震、首都直下地震とも広い範囲で震度6弱～7の揺れが想定されており、東京都にも甚大な被害を与えると予測されている。また、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など、毎年のように豪雨災害による被害が生じている。

一方、大田区では、世界的な脱炭素社会への転換に向けた動きを受け、令和32年（2050）年度までに脱炭素社会（温室効果ガス排出量実質0）の実現を目指すとしている。

交通の観点から、災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会への転換に向けた動きへの対応について、計画への反映・充実を図る。

5. 計画骨子の作成

■ 施策体系（見直し素案）



○「基本的な施策」の文字の色：変更の状況
 赤色：新たに追加した施策
 青色：施策の変更
 黒色：継続

○「基本的な施策」の番号のマーカ色：4つの見直しの視点との関係
 緑色：1) 新型コロナウイルス感染拡大後の交通の変化に対応
 青色：2) 交通に関わる新たな技術やサービスに対応
 赤色：3) 高齢社会の進展や公共交通の乗務員減少等を踏まえた、人の移動のための基本的な機能やサービスの維持・確保に対応
 黒色：4) 災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会への転換に向けた動きに対応

第2回大田区交通政策基本計画推進協議会の開催結果について

地域公共交通会議

1. 背景・概要、経過

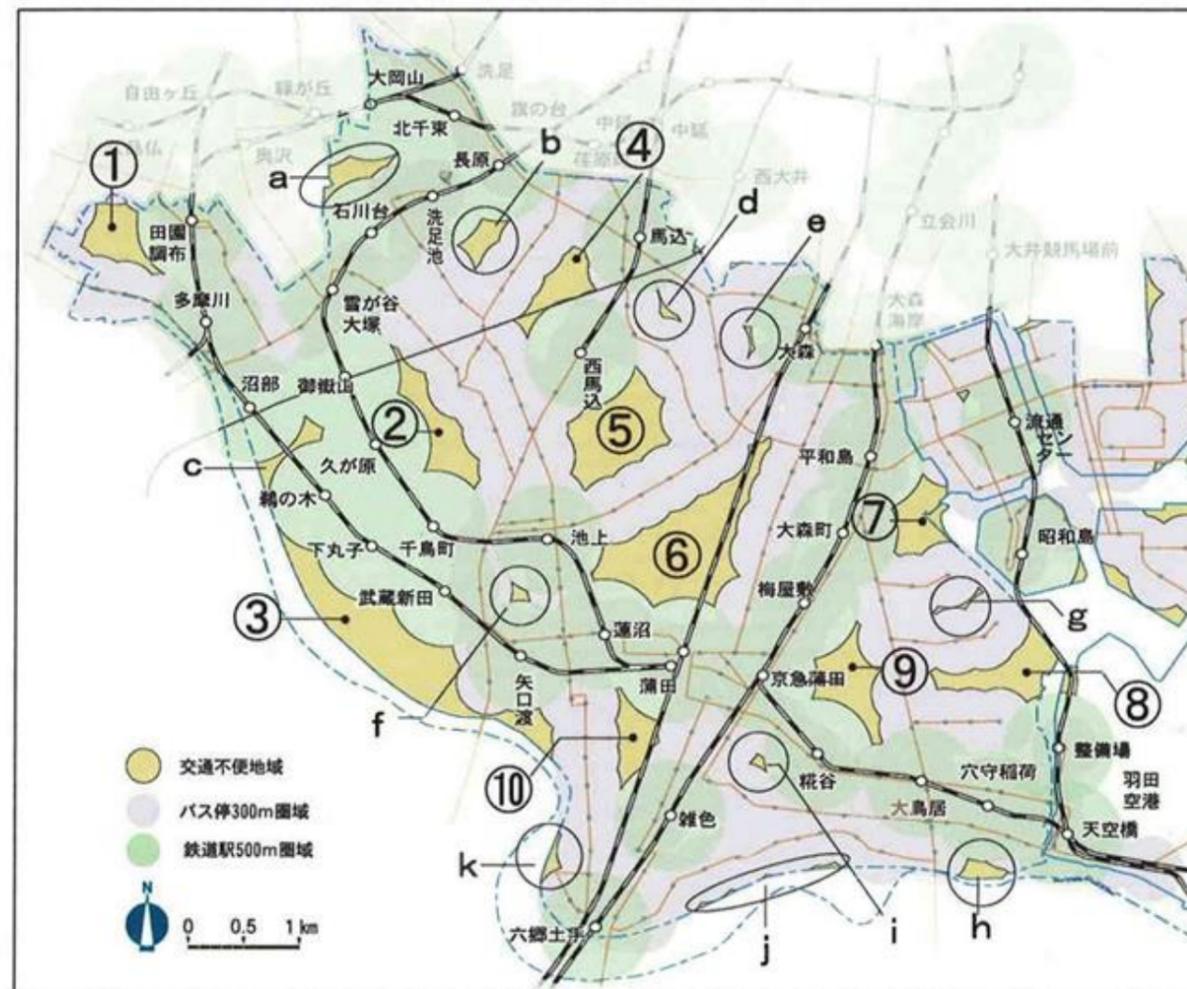
(1) 目的

公共交通不便地域の解消に向けて、新たな交通手段の検討に資するデータ取得を目的とした実証実験を検討する。

(2) 検討対象地域

大田区では、鉄道駅から500m以上かつバス停から300m以上離れている地域を、公共交通不便地域として設定している。

候補地域検討の対象となる「交通不便地域」



注：居住者がゼロまたは殆どいない臨海部を除く

注) 図の①～⑩の地域を基本とし、導入候補地域の選定を検討するが、a～kの地域は、1箇所平均が約2.9ha、最大7.4haと狭いため検討対象としない。ただし、今後の具体的なルート設定にあたって、複数地域を同一ルートにするなど考慮が必要である。

2. 推進協議会（地域公共交通会議）名簿

区分	所属・職名	氏名
学識経験者	東京工業大学副学長 環境・社会理工学院 教授	屋井 鉄雄（会長）
	東京都立大学都市環境学部教授	清水 哲夫（副会長）
区民等	自治会連合会、商工会議所、商店街連合会、観光協会	
大田区議会	区議会議員	
交通事業者	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者	
官公庁	国土交通省、東京都、警視庁	
その他	遊漁船業者、工業団体、NPO法人等	
大田区職員	主要関連部署部長、関連部署課長	

3. 当日資料

公共交通不便地域における実証実験について（案）

※運行概要は半年後を目途に変更予定

対象地域		交通不便地域⑤	交通不便地域⑥
運行事業者		東急バス株式会社（池上営業所）	
事業区分		一般貸切旅客自動車運送（道路運送法21条許可）	
運行期間		2023年7月頃を目途に実施（1年間）	
運行日		隔日（奇数日）	隔日（偶数日）
運行時間帯		9時30分頃～16時30分頃（輸送の開始終了時間）	
営業区域		別紙 赤色破線内	
運走の区間		南馬込地域 ミティングポイント①～⑫ ・⑩、⑬、⑭は調整中 ・⑫は池上駅周辺	西蒲田地域 ミティングポイント①～⑯ ・⑤は調整中 ・⑯は蒲田駅周辺
乗降場	鉄道駅	池上駅	蒲田駅
	区域内	公共施設・高齢者施設・病院等	
	既存バス停	使用しない	使用しない
運賃	片道	大人300円・小児150円	
	支払い方法	現金または交通系ICカード	
	備考	未就学児は無料	
利用方法		予約制（電話または予約サイト）	
運行車両		ワゴン型車両（乗客11人以上）	

